

議案第 2 1 号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中「7 7 9, 0 0 0 円」を「8 1 8, 0 0 0 円」に改め、
同表副市長の項中「5 9 2, 0 0 0 円」を「6 2 2, 0 0 0 円」に改め、同表
教育長の項中「5 4 6, 0 0 0 円」を「5 7 4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めてその期日

を告示されるかすみがうら市長選挙において選出されるかすみがうら市長の
任期の開始する日から適用する。